

# 簡易内管施工登録店登録等要綱

2026年4月1日

松江エナジープラス株式会社

(目的)

第1条 当該要綱は、当社のガス工事約款、ガス小売供給約款及び最終保障供給約款（以下「供給約款」といいます）に定められた「当社が承諾した工事人」（以下「簡易内管施工登録店」あるいは「登録店」といいます）の登録及び登録店の施工する簡易内管工事について必要な事項を定めます。

(工事の施工範囲)

第2条 当社の簡易内管施工登録店が施工できる簡易内管工事は下表に定める範囲の工事とする。

下表 簡易内管工事の範囲

| 項目   | 内容   |
|------|--|
| 圧力   | 当社の供給約款に定める最高使用圧力以下<br>(最高使用圧力は2.5 kPa)  |
| 対象建物 | 既設需要家の一般業務用建物、一般集合住宅、一般（戸建）住宅に該当する建物（地下街、超高層・高層建物は除く）  |
| 工事範囲 | 使用最大流量1.6 m <sup>3</sup> /h以下のマイコンメーターより下流側からガス栓までの露出部分及びガス栓からガス機器への接続工事   |
| 工事種別 | ① フレキ管による「ガス栓の増設」及び「ガス栓・配管の位置替え」の工事<br>②継手のみを用いて行うガス栓の増設または位置替えの工事<br>③ガス栓取替工事<br>④可とう管接続工事<br>上記①～③の工事に伴う露出配管の撤去工事<br>ねじ切り配管工事、隠ぺい部分の工事は除く。 |

(注) 露出部分とは配管、接合部分の状況がそのままの状態でも容易に確認できる部分をいいます。

(登録店の心得)

第3条 登録店は、当社のガス事業者としての社会的責任を理解し、ガス事業法を尊重して良質かつ確実なガス工事を行うことにより、保安の確保に努めなければなりません。

(登録の申請)

第4条 当社の簡易内管施工登録店として登録を受けようとする者は、この要綱を承諾の上、様式1（1-①②③）を当社に申請しなければなりません。

2. 当社は前項に基づく申請事項の審査により、次条に定める要件をいずれも満たしていると認められるときは、当社の簡易内管施工登録店として登録し、簡易内管

施工店登録証（以下登録証という）を交付します。

3. 前項の審査により登録出来ない場合は、当社は理由を明らかにし、申請者に通知します。

（登録店の要件）

第5条 当社は、簡易内管施工登録店を申請する者が次の各号に定める要件を備えている場合に限り、登録を行うものとします。

(1) 常勤の役員、常備の従業員又は、代表者のうち1名以上が(社)日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格を保有し、当社の講習を修了した者（以下「施工認定者」という）であり、お客さまからの工事の受注に際し、支障のない体制であること。

(2) 簡易内管工事の施工に際し、必要な工具・機械・器具を有していること。  
（なお、リース契約により使用权が確保されている場合を含む）

(3) 以下の欠格事由に該当しないこと。

I. 成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない者。

II. 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガス事業法違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行をうけなくなった日より2年を経過しないこと。

III. 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガスの供給またはガス工作物に支障を与えたことによりガス事業法以外の法令の違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行をうけなくなった日より2年を経過しないこと。

IV. 簡易内管施工登録店の登録を取り消されて2年を経過しないこと、または取消原因がある状態において自ら営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消されてから2年を経過しないこと。

V. 前号の登録店の登録取消時もしくは登録抹消時に、個人事業者の代表者または法人事業者の役員であった者が、登録の取消もしくは抹消時から2年以内に、個人事業者にあつては代表者に法人事業者にあつては役員になっていること。

VI. 業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

VII. 暴力団をはじめとする反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に関して、次のいずれかの事実があること。

① 個人事業者にあつては代表者又は従業員、法人事業者にあつては法人又はその役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等（以下、「役員等」という。）が反社会的

勢力であること。

- ② 個人事業者にあつては代表者又は従業員、法人事業者にあつては法人又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有していること。

(登録の有効期間及び更新)

第7条 登録の有効期間は登録日から3年間とし(新規登録の場合は登録日の属する年度(4月1日から3月31日を年度単位とする)を初年度とする)、期間満了の3か月前までに更新の手続きを経ない場合は、登録は期間満了と同時に失効します。更新後の期間満了時も同様とします。

2. 登録更新は、様式2により当社に申請しなければなりません。
3. 当社は、申し出事項の審査により、前条に定める要件を満たし、第11条に定める要件に該当しないと認めるときは、登録店としての登録を更新し、旧登録証と引き換えに新登録証を交付します。
4. 更新できない場合は、当社は理由を明らかにし申請者に通知します。

(登録届出事項の変更届)

第8条 登録店は、登録申し出または更新申し出に際して届け出た事項に変更があった場合は、様式1-④により遅滞なく当社に変更内容を届け出なければなりません。

(登録店証)

第9条 当社は、簡易内管施工登録店の登録を行った場合は、速やかに簡易内管施工登録店に登録証を交付します。

2. 登録店は、登録証を営業所に掲示しなければなりません。
3. 登録店は、登録証を汚損または紛失したときは、別表1に定める登録証再交付料を添えて直ちに再交付を受ける手続きを採らなければなりません。
4. 登録店は、当社から登録を取り消しまたは抹消された場合は直ちに登録証を返納しなければなりません。

(登録店の表示)

第10条 登録店は、次条に定める簡易内管工事の受注および施工に際し、登録店名の表示を明記しなければなりません。この場合「簡易内管施工登録店(松江エナジープラス株式会社登録)」の表示を併記することができます。

2. この表示以外に、当社の名称、商標(ペットマーク等)またはこれらに類似するものを表示することは出来ません。

(登録の取り消し)

第11条 登録店が次の各号の一にでも該当する場合は、当社は、何らの催告も要せずして

登録店の登録を取り消すことがあります。

- 一 第5条に定める要件を欠いたとき。
  - 二 虚偽の工事報告をし、または工事報告を怠ったとき。
  - 三 施工認定者以外の者に簡易内管工事を施工させたとき。
  - 四 第2条に定める以外の工事を施工したとき。
  - 五 施工した工事に技術基準不適合その他の瑕疵があり、当社が、登録取り消しを保安上必要と認めたとき。
  - 六 その他この要綱に重大な違反をする等により、当社が登録取り消しを必要と認めたとき。
2. 前項により当社が取り消しをした場合、それにより登録店に損害が生じても、当社はそれにつき一切責任を負いません。

(登録店の地位継承)

第12条 登録店が次の各号の一に該当する場合は、当社は、登録有効期間内に限り登録店の地位の継承を認めます。

- 一 登録店である個人が、新たに法人を設立しその代表者となって引き続き簡易内管工事の施工を行う場合（その法人が第5条の要件を満たす場合に限りです。）
- 二 登録店である法人が、他の法人と合併し、合併後の法人が引き続き簡易内管工事の施工を行う場合
- 三 その他、当社が認めた場合

(施工認定者の職務)

第13条 登録店の施工認定者は次の各号に掲げる職務を誠実に行わなければなりません。

- (1) 簡易内管工事の施工に関する技術上の管理
- (2) 簡易内管工事のその工事材料がガス事業法技術基準に適合していることの確認
- (3) 簡易内管工事実施届（様式3-①）及び完了報告（様式3-②）
- (3) 簡易内管工事の施工に関する当社との連絡及び調整
  - ①簡易内管工事の施工内容及び工期の連絡（着工前）
  - ②簡易内管工事を施工することによりガスメーターを取替る必要性が生じるようなガス消費量の大幅な変動が見込まれる場合の連絡調整
  - ③簡易内管工事の完了、工期変更等の連絡調整

(施工認定者の選任等)

第14条 簡易内管施工登録店として登録の申請を行おうとするものは、施工認定者を1名以上選任し、様式1-①により当社に届出して頂きます。

2. 簡易内管施工登録店は、その選任した施工認定者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に施工認定者を選任し、様式1-④により当社に届出して頂きます。

3. 簡易内管施工登録店は、施工認定者を新たに選任したとき又は解任したときは様式1-④により、遅滞なくその旨を当社に届出して頂きます。

4. 簡易内管施工登録店は、施工認定者の選任を行うに当たっては、一の事業所の施工認定者が同時に他の事業所の施工士とならないよう選任して頂きます。

(工事施工の基準)

第15条 登録店は、受注した簡易内管工事をガス事業法の定める技術上の基準に適合するように施工しなければなりません。

2. 登録店が受注した簡易内管工事は施工認定者が施工しなければなりません。

3. 簡易内管工事の施工に当たっては、道路法・道路交通法・建築基準法・消防法・環境保全等の諸法令及び関係官公庁の条例規則、当社規定等を遵守しなければなりません。

4. 登録店は当社が認める工法及び材料、工期その他条件に適合するよう、施工認定者に当該工事を施工させなければなりません。

5. 登録店は、その施工した簡易内管工事をガスの使用の用に供する前に、ガス事業法に定める方法による気密試験を行わなければなりません。

6. 登録店は、簡易内管工事を施工することにより、ガスメーターを取り替える必要性が生じるようなガス消費量の大幅な変動が見込まれる場合は、事前に当社に連絡しなければなりません。

(工事实施の届け出)

第16条 登録店は、簡易内管工事を受注し、工事を実施する場合は、工事实施の前日までに様式3-①により、当社に届け出なければならない。なお、前日が日・祝日等の休日である場合は、当該休日の前日までに届け出なければなりません。

(工事の報告及び検査)

第17条 登録店は、工事完了後すみやかに、様式3-②により工事報告書ならびに次条に掲げる工事に係る記録を当社に提出しなければなりません。

2. 当社は前項の報告に基づき、必要と認められる場合には、当該工事に関して検査を行うことが出来ることとします。なお、工事の検査を行うことに際し、登録店に対し当該工事の施工を行った施工認定者の立会を求めることが出来ることとします。

3. 登録店は、工事報告に基づき実施される当社の検査において、改善を指摘された場合は、遅滞なく指摘された事項の改善を行いその結果を改めて工事報告しなければなりません。なお、改善に伴う費用及び損害の補償は登録店において負担するものとします。

(工事記録の保管)

第18条 登録店は自社が受注し、施工した簡易内管工事の工事記録簿を作成し、保管しなければなりません。なお工事記録簿については、以下に掲げる項目について記録し

保管することとします。

- ①施主の氏名又は名称
- ②施工の場所
- ③施工工期
- ④施工認定者の氏名
- ⑤工事竣工図
- ⑥工事検査記録
- ⑦工事写真（施工前と施工後がわかるもの）

2. 登録店は工事記録簿を3年間保管しなければなりません。

3. 登録店は、登録が取り消し又は抹消された後も3年間は前2項の定めに従わなければなりません。

4. 登録店は当社が求めた場合には、直ちに工事記録及びその写しを提出しなければなりません。

（使用者への通知及び同意）

第19条 登録店は、簡易内管工事の受注にあたり、登録店での施工になること、工事費その他の条件に関しても当社は一切の責任を負わないことを使用者に通知し、同意を得なければなりません。

2. 登録店は第17条の当社の検査により、ガス工作物の技術上の基準に不適合、またはその他保安上の瑕疵があることが判明した場合には、当社はガスの使用をお断りすることがあること及びこの場合瑕疵の修補は登録店の費用で行い当社は一切の責任を負わないことを使用者に通知し、同意を得なければなりません。

（講習の受講）

第20条 登録店は自社の工事人を簡易内管工事の施工認定者として施工させる場合、様式4により、当社が主催する講習を受講させ修了させなければなりません。

2. 当社の講習を修了した証として、当社は簡易内管施工認定者資格証を発行し、当該資格証に当社の施工認定者講習修了の旨を記載します。

3. 登録店は、(社)日本ガス協会の簡易内管施工士資格を新規に取得した者に簡易内管工事を施工させるには、資格有効期限内に当社の施工認定者講習（新規）を該当者に受講させ、修了させなければなりません。

4. 登録店は、(社)日本ガス協会の簡易内管施工士資格を更新した者に簡易内管工事を施工させるには、資格有効期間内に当社の施工認定者講習（更新）を該当者に受講させ、修了させなければなりません。

（営業の廃止）

第21条 当社は、登録店が様式1-⑤により営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消する。なお、この場合、第11条の第2項の規定を準用するものとします。

（要綱の変更）

第22条 当社は、ガス事業法の改正その他保安上の必要があるときは、この要綱を変更することがあります。変更の通知後は、登録店の登録及び登録店の施工するガス工事等は、変更後の要綱の定めるところによります。

別表1 (第9条3関連)

登録証再交付手数料

1. 登録証再交付料

簡易内管施工登録店の登録証の再発行に必要な手数料は以下の通りです。

|         | 金額     |
|---------|--------|
| 登録証再交付料 | 3,000円 |